

令和8年

(廃棄物減量等推進員)  
ごみ減量推進員ハンドブック



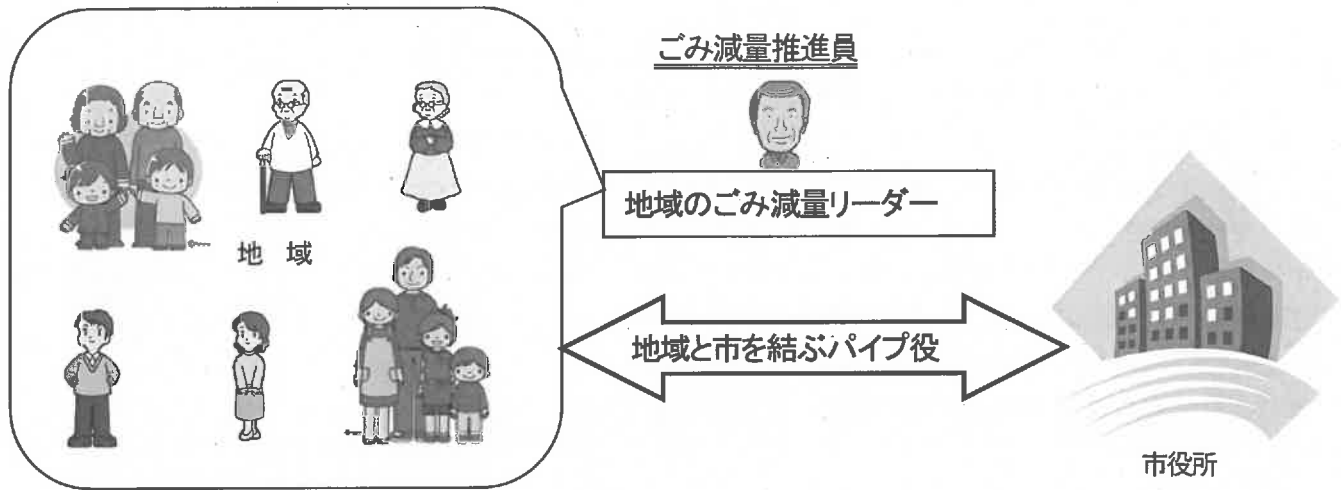
# 目次

<b>1 ごみ減量推進員</b> .....	<b>- 2 -</b>
(1)ごみ減量推進員とは？.....	- 2 -
(2)ごみ減量推進員の活動内容.....	- 3 -
(3)ケロクルとは.....	- 3 -
<b>2 ごみ減量関連事業</b> .....	<b>- 4 -</b>
(1)指定ごみ袋の導入.....	- 4 -
(2)生ごみ肥料化処理器の購入補助金制度.....	- 5 -
(3)講座・教室の開催.....	- 5 -
(4)粗大ごみの修理再生.....	- 6 -
(5)ごみ出前講座(ケロクルミーティング).....	- 6 -
(6)環境教育.....	- 6 -
<b>3 知っておくと便利な事柄</b> .....	<b>- 7 -</b>
(1)ごみの適正な排出について.....	- 7 -
(2)違反ごみの取り残しについて.....	- 7 -
(3)再生資源物の回収について.....	- 7 -
(4)ごみに関する問い合わせ先について.....	- 8 -
(5)剪定枝の出し方と森のエコ堆肥の販売について.....	- 9 -
(6)家電4品目「冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機」の処理について.....	- 10 -
(7)パソコンの処理について.....	- 11 -
(8)高齢者等ごみ出し支援事業のご案内.....	- 12 -
(9)自治会活動に伴うごみの処理について.....	- 13 -
(10)粗大ごみ戸別収集のインターネット予約の開始について.....	- 13 -
(11)よくある質問について.....	- 14 -

# 1 ごみ減量推進員

## (1) ごみ減量推進員とは？

ごみ減量推進員は、正式名称を廃棄物減量等推進員といい、市における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするを目的に、平成3年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により創設されたものです。本市では、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、各地域からの推薦により、1「地域と市を結ぶパイプ役」、2「地域のごみ減量リーダー」として委嘱しています。



### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進員)

第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

### 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

### 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

(廃棄物減量等推進員)

第7条 条例第8条第1項に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の定数は、200人以内とする。

2 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (2) ごみ減量推進員の活動内容

ごみ減量推進員の主な活動内容は、次のとおりです。

### 【1年間の主な活動】

- 5月 ごみ減量推進員会議への出席
- 8月 ごみ減量推進員のクリーンセンター見学会（予定）
- 3月 活動報告書の提出

※活動計画書・報告書はクリーンセンターへ直接持参、郵送またはFAXでご提出ください。  
(クリーンセンター FAX: 04-7150-8070)

上記のほか、各地域の実情に合わせたごみ減量・資源化の活動、地域の皆様を対象としたクリーンセンター見学会、ケロクルミーティングの開催などをお願いします。

(申込書は別紙をご参照ください。)

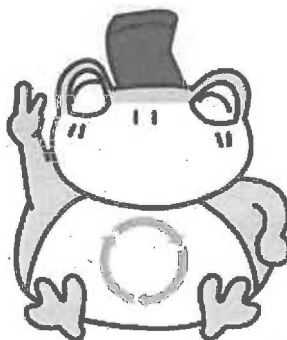
ごみ減量・資源化の活動は、地域ぐるみで取り組む必要があります。自治会等の役員会でご相談いただくなどにより、会員の皆様への周知をお願いします。

また、ケロクル通信(年1~2回発行)を送付しますのでご一読ください。

## (3) ケロクルとは

ケロクルとは、カエルとリサイクルを掛けあわせた流山市のごみ減量・資源化キャラクターとして、平成10年に誕生しました。

流山市ごみ減量・資源化キャラクター  
『ケロクル』



- ・カエルは自然が大好き(自然との共生)
- ・意識をカエル
- ・生活(ライフスタイル)をカエル
- ・事業活動をカエル自らの行動をふりカエル
- ・ものがよみガエル

このように、意識や生活をカエルことで、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、最適生産・最適消費・最少廃棄が進んだ社会を循環型社会といい、私たちが目指す循環型社会、流山らしい循環型社会を「ケロクルタウン」と名付けました。その実現のために、ごみ減量推進員の皆様に取り組んでいただきたいことが3つのR (Reduce Reuse Recycle)、「3R」です。

## 2 ごみ減量関連事業

### (1) 指定ごみ袋の導入

令和4年4月1日から、「燃やすごみ」と「容器包装プラスチック」を入れるごみ袋が、市指定のごみ袋に変わりました。指定ごみ袋制度導入に伴い、次の4つの効果が期待されます。

#### ①ごみの減量

- ・流山市では人口の増加に伴い、ごみの処理量も増加傾向にあります。
- ・焼却施設は点検や修繕などのために一時的に稼働を止める必要があります。
- ・指定ごみ袋を活用して、燃やすごみの減量を図り、焼却施設の点検や修繕などに必要な時間を確保し、施設を安定的に長く使用します。

#### ②「容器包装プラスチック」のリサイクル率の向上

- ・食品の袋など、「容器包装プラスチック」の分別収集にご協力いただいておりますが、他のごみに混在してしまっている現状があります。
- ・指定ごみ袋を活用して「容器包装プラスチック」の分別を明確にし、リサイクルを促進します。

#### ③間違ったごみ出しの防止と集積所の保全

- ・袋にごみ種別が書かれた同じ規格の袋を使っていただくことで、ごみ出しルールに沿わないごみが出しづらい集積所をつくり、集積所管理の負担を軽減します。

#### ④違反ごみの抑止

- ・市外から持ち込まれるごみや、家庭ごみ以外のごみ対策として、流山市内のみで使用するごみ袋を使っていただくことにより、違反ごみの排出を抑止します。

「燃やさないごみ」「ペットボトル」「有害危険ごみ」の3種類については、従来どおりのスーパーのレジ袋や市販のごみ袋などの透明または中身の確認できる透明性を有する袋をお使いください。

### ！！公園や街路樹周辺の落ち葉について！！

公園や街路樹周辺にお住まいの方で、公園や街路樹から出た落ち葉の清掃を行っていただく場合、専用のごみ袋を配布するなどの対応を行っています。

#### ①地域清掃

各自治会などで事前に計画書を提出していただき、計画書の内容が確認でき次第、専用のごみ袋を配布します。※自治会単位でない場合や、自治会未加入者も申請できます。

なお、集めた落ち葉は、排出する場所についても計画書に記載していただき、そちらの場所に排出いただければ、市の委託業者が回収します。

#### ②公園・街路樹周辺の落ち葉清掃

公園の樹木や街路樹周辺から出た落ち葉を清掃いただける方を対象に、専用の袋を配布します。清掃をお考えの方は、袋の必要枚数や回収場所などをご相談ください。なお、配布できるごみ袋の数は限りがあります。

#### 【連絡先電話番号】

- ①地域清掃について・・・環境政策課 04-7150-6083
- ②公園・街路樹周辺の落ち葉清掃・・・みどりの課 04-7150-6092

## (2) 生ごみ肥料化処理器の購入補助金制度

現在、令和8年度生ごみ肥料化処理器購入補助金の申請受付については、制度運用の準備を進めております。そのため、申請受付を行っておりません。

受付開始時期は令和8年5月中を予定しておりますが、時期については変更となる可能性がございます。ご了承ください。申請手続きの詳細については準備が整い次第、最新情報を本ページにてお知らせいたします。

申請を予定されている皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、受付開始まで今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

流山市ホームページ(<https://www.city.nagareyama.chiba.jp>)→くらしの情報→ごみ・リサイクル→お知らせ→生ごみ肥料化処理器購入補助金

広報ID:1034406

## (3) 講座・教室の開催

リサイクルプラザで各種リサイクル講座・教室を実施(予定)します。

講座・教室一覧(5月～6月まで)

(表1)

NO	講座名(内容)	申込締切日	実施日	曜日	実施時間
1	不用ネクタイでネックレスづくり	終了	5月18日	月	10:00~16:00
2	手作り鉢で作る多肉植物の寄せ植え(2)	終了	5月21日	木	10:00~12:00
3	おもちゃ修理(2)	-	5月23日	土	9:30~11:30
4	巻きの手まりづくり	5/19(火)	6月2日	火	13:00~16:00
5	洗える健康布ぞうりづくり(1)	5/25(月)	6月8日	月	9:00~16:00
6	手作り鉢で作る多肉植物の寄せ植え(3)	6/4(木)	6月18日	木	10:00~12:00
7	おもちゃ修理(3)	-	6月27日	土	9:30~11:30

※7月以降の開催については、随時ホームページや広報でお知らせいたします。

※講座の参加には事前の申し込みが必要となります。(おもちゃ修理を除く)

※応募者多数の場合、抽選となります。

#### (4) 粗大ごみの修理再生

リサイクルプラザ・プラザ館では、粗大ごみとして出された自転車や家具を再生して販売しています。

##### 再生自転車



##### 【申込方法】

申込期間中(奇数月の15日から29日※日、祝日を除く)にリサイクルプラザ・プラザ館1階、再生工房へお越しください(抽選方式となり、当選者のみが購入できます)。

##### 【申込資格】

市内在住・在勤・在学の方で1世帯につき1点まで(※過去に当選した方は当選日より1年間は申込みできません)。

##### 再生家具



##### 【申込方法】

再生家具は、リサイクルプラザ・プラザ館1階で先着順に販売しています。

※品物は現金と引き換えで、運搬は各自でお願いします。

##### 【申込資格】

市内在住・在勤・在学の方で1世帯につき1か月1点まで **【受付時間】 9:00~16:30**

#### (5) ごみ出前講座(ケロクルミーティング)

クリーンセンターでは、ごみ問題について地域の皆様と一緒に考えるごみ出前講座「ケロクルミーティング」を行っています。

職員が地域へ伺い、皆様とごみ減量や資源化に関する説明や意見交換を行います。

このミーティングは、市が一方的に話しをする説明会ではなく、地域の皆様(概ね10人以上)の会議に職員が参加させていただき意見交換するような形で行っています。ごみに関することならテーマは問いませんので、事前にご連絡ください。なお、会場の準備は皆様でお願いします。

#### (6) 環境教育

ごみ減量化促進ポスターコンクールを市内の小学校4年生を対象に毎年行っています。

令和7年度は133点の応募があり、最優秀賞1点(西初石小・宮原さん)、

優秀賞2点(東深井小:南澤さん・菊池さん)、佳作10点を選出し、最優秀賞者・優秀賞者について市長表彰を行いました。

最優秀賞に入賞した作品をポスターとして、市内の各事業所及び公共施設に掲示しました。

【最優秀賞 宮原さん】

【優秀賞 南澤さん・菊池さん】



### 3 知っておくと便利な事柄

#### (1) ごみの適正な排出について

- ・本市のごみは、燃やすごみ、容器包装プラスチック、燃やさないごみ、ペットボトル、有害危険ごみ、粗大ごみの6種類です。それぞれのごみが、6種類のどれに該当するか、出し方や曜日などは、市の啓発パンフレット「流山市家庭ごみの正しい分け方・出し方（令和6年保存版）（以下「パンフレット」と言う。）」及び「ごみ収集曜日カレンダー（令和8年度版）」を参照してください。また、再生資源物については、集団回収で行っています。→（3）で説明しています。
- ・ごみを出す場合は、収集日の午前8時30分までに必ず出してください。
- ・集積所の管理は、その集積所を利用している皆様をお願いしています。
- ・リチウムイオン電池など、小型家電の出し方に注意してください。誤った出し方によって、収集・運搬、または、処分の過程において、火災の原因となっています。クリーンセンターだけでなく、ごみ収集車でも火災が発生しています。
- ・消火器の処理については、消火器リサイクル推進センターへお問合せください。  
パソコンでの問い合わせ → 「消火器リサイクル窓口」で検索  
電話での問い合わせ → 03-5829-6773  
(受付9:00~17:00 ただし、土日祝日および12:00~13:00をのぞく)

#### (2) 違反ごみの取り残しについて

- ・分別が出来ていないごみや出す曜日が違っているごみは、黄色いシールを貼り取り残しを行っています。取り残し理由を確認し、適正に分別等を行い決められた別日に出し直してください。
- ・ここ数年、回収業者の収集後に排出されたと思われるごみについて相談いただくケースが増えていますので、必ず朝、8時30分までにお出してください。
- ・集積所に排出され、2週間以上放置されている粗大ごみや集積所に出せないごみについては、電話等で処分方法をご確認ください。(クリーンセンターTEL: 04-7157-7411)  
※直接お持ち込みはしないでください。

#### (3) 再生資源物の回収について

本市の再生資源物回収は、平成24年4月1日から地域のみなさまの自主的なリサイクル活動である集団回収に一本化しました。市では、引き続き、排出ルールについて周知徹底やごみ減量・資源化について、啓発を進めてまいります。引き続き、皆様の御協力をお願い致します。

詳しい出し方については、パンフレットの6ページを参照してください。

また、パンフレットで紹介していない品目については、再生資源物回収業者に直接お問い合わせください。

再生資源物回収業者

(表2)

登録業者	事務所の所在地	電話番号
(株)大橋	流山市おおたかの森西 3-744-13	04-7158-1600
(有)関商店	〃 おおたかの森西 3-6-9	04-7158-6100
(有)関紙業	〃 おおたかの森西 3-6-3	04-7197-5351
(有)日東サービス	〃 鱈ヶ崎 1309-2	04-7150-1755
(株)流山清掃事業	〃 平方 110-9	04-7154-7330
江戸川清掃(株)	〃 平方 74	04-7153-5350
(有)流山清運社	〃 谷 1	04-7158-0821

## 集団回収って、どういう制度なの？

### 【集団回収とは】

地域の自治会、子ども会、老人会などの団体が構成世帯の協力を得て、良質な資源となる古紙、びん、金属などを、決められた日時に決められた場所(リサイクルステーション)に集め、それを再生資源物回収業者が回収し、資源問屋等へ搬出する方法です。

簡単に言うと、市民と再生資源物回収業者とが独自に行うリサイクル活動です。

この活動はごみ減量・資源化に非常に効果的なことから、この活動を支援するために、各団体には、再生資源物の回収量に応じて市から報償金を支給します。

この報償金は、団体の廃棄物対策活動資金として活用でき、地域のコミュニティづくりにも役立てることができます。

### 【メリット】

各団体には、再生資源物の回収量に応じて市から報償金(1kg当たり8円)が支給されます。

令和8年4月1日時点で、市内で251団体が登録し、ごみ減量・資源化にご協力いただいております。また、令和6年度には、約7,914トンの再生資源物が回収され、これは、市内からのごみ発生量全体が約55,976トンでありますので、約14%にあたり、ごみの資源化に大きく貢献しています。

自主的に活動することで、リサイクルの意識が高まり、団体に協力することで、地域住民のコミュニティ意識の高揚にも役立ちます。

## (4) ごみに関する問い合わせ先について

【問い合わせ先】 内容によって、下表のとおり窓口が異なります。 (表3)

問い合わせ内容	担当課	電話番号
・不法投棄、環境美化推進員	環境政策課	04-7150-6083
・ごみ収集、ごみ処理、ごみ集積所、動物死体処理 ・ごみ減量・資源化、ごみ減量推進員、集団回収	クリーンセンター	04-7157-7411
・剪定枝の資源化、し尿処理	森のまちエコセンター	04-7154-5736

詳しくは [流山市公式ホームページ](https://www.city.nagareyama.chiba.jp)でもご覧いただけます。(https://www.city.nagareyama.chiba.jp)

## (5) 剪定枝の出し方と森のエコ堆肥の販売について

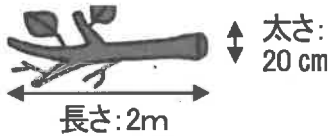
### ・ 剪定枝の出し方について

剪定枝(切った枝)・落葉及び草は、平成31年4月から、「有害危険ごみ(月2回)」の日から「燃やすごみ(週2回)」の日に変わりました。(枝等は太さ10cm未満、長さ50cm未満のものを紐で束ねて1回に3束までを目安に集積所に排出してください。)

なお、剪定枝などを直接持ち込む場合は、森のまちエコセンターのみで受け付けます。(クリーンセンターへの剪定枝などを直接持ち込むことはできません。)

森のまちエコセンターへの剪定枝などを直接持ち込む場合は、ほかの燃やすごみと混ぜることはできません。

森のまちエコセンターへ持込む際は、以下の点に注意してください

受入れできる 樹木など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で発生した剪定枝に限ります。</li> <li>・長さ2m以下、太さ20cm以下。</li> <li>・葉やトゲが付いた剪定枝でも受入れできます。</li> <li>・受入れできない樹木などがあります。</li> </ul> ※詳細はお問い合わせください。	
受入れ日・時間	月曜日～土曜日(祝日も可) 午前8時30分～11時40分      午後1時～4時15分	
受入れ先	【森のまちエコセンター】 こうのす台1594番地	
処理手数料	市民の方は無料。事業者の方は10kg当たり300円(消費税相当額含む)	

### ・ 森のエコ堆肥について

森のまちエコセンターに持ち込まれた剪定枝から作った堆肥を配布しています。家庭菜園やガーデニング等において、土に2割程度混ぜ込むことで土壌改良剤としてお使いいただけます。

配布日時

(1) 袋等による配布

毎月第2・4火曜日(当日が祝日の場合はその次の平日)

配布時間は午前9時から11時まで

(2) 車両への積み込みによる配布(予約制)

水曜日から金曜日(祝日を除く)

配布時間は午前9時から11時まで 午後1時30分から3時30分まで

※※※※※ 樹木の根の処理について(令和8年4月から処理が変更となりました) ※※※※※

【変更前】 収集できないごみ(処理困難物)

【変更後】 森のまちエコセンターへ自己搬入

※基準は、太さ20cm以下、長さ2m以下のものに限る。

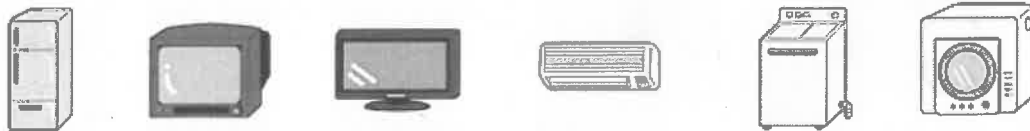


### ■ 問い合わせ先 ■

森のまちエコセンター (こうのす台1594番地) 電話番号: 04-7154-5736

※ 電話対応日時: 月～土曜(午前8時30分～午後5時)

(6) 家電4品目「冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機」の処理について



家電リサイクル法の対象となる家電4品目は、市では処理できません。

下記の4通りの方法で適正な処理をお願いします。

【対象品目】

家庭用の、『エアコン』『テレビ』『冷蔵庫・冷凍庫』『洗濯機・衣類乾燥機』の4品目です。

(表4)

	出 し 方	費 用
方法 1	購入したお店、買い替えるお店に引き取りを依頼する。	・リサイクル料金+(収集運搬費用) ※収集運搬費用はお店によって違います。 <u>郵便局での手続きは必要ありません。</u>
方法 2	お近くの家電量販店でも引き取りを行っている場合があります。詳しくは最寄りの家電量販店にお問い合わせ下さい。	
方法 3	市で紹介している家電回収協力店(表5)に引き取りを依頼。※この場合、リサイクル料金は家電回収協力店にお支払いください。	
方法 4	自分でメーカー指定取引場所(表6)まで直接運搬する。事前に家電リサイクル券センターへ詳しい手順などお問い合わせ下さい。 【家電リサイクル券センター】TEL0120-319-640	

【市内家電回収協力店一覧】

(表5)

地域	名 称	住 所	電話番号
北部	電化ショップヤマダ	流山市 東深井 220-3	7153-3927
中部	藤田電機商会	〃 東初石 3-97-23	7153-2895
東部	マスダ電気設備	〃 野々下 6-1027-17	7128-4820
東部	石橋電気商会	〃 松ヶ丘 2-320-118	7144-3248
南部	ワタナベ	〃 大字流山 1047	7159-1997
南部	まるや	〃 南流山 8-4-3	7150-8601

メーカー指定引き取り場所

(表6)

名 称	住 所	電話番号
(株) 信光物流 新三郷DC	三郷市仁蔵 194	048-954-7586
新柏倉庫 (株) 柏取扱所	柏市十余二 164-39	04-7128-5001
サンワトランスネット (株) 草加営業所	草加市柿木町 216-2	048-950-8871

## (7) パソコンの処理について



市では処理できません。

ご家庭で不用になったパソコンの処分方法は、宅配便を利用して処分する方法(無料)とパソコンメーカーに処分を依頼する方法があります。

### ■ 宅配便を利用して処分する方法 (無料)

宅配便を利用して、パソコンを無料で処分することができます。流山市は、環境大臣・経済産業大臣から認定を受けた、小型家電リサイクル法の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル株式会社」(小型家電リサイクル法 認定事業者 認定番号 24 号)と業務提携しています。インターネットでお申し込み後、指定した日時(最短翌日、年中無休)に、ご自宅まで宅配事業者が回収に伺います。

お申し込み方法などの詳細は、リネットジャパンリサイクル株式会社(業務提携業者)のホームページをご参照ください。( <https://www.renet.jp> )



### 申し込みから回収までの流れ

#### リネットジャパンによる回収時の注意事項

- ・ダンボール2箱目からは回収費用がかかります。また、1箱目であっても、ダンボールの大きさが3辺合計で140センチメートルを超えるか、重さが20キログラムを超えると回収ができないのでご注意ください。
- ・回収費用が無料となるには、パソコン本体があることが要件となります。モニターのみであったり、周辺機器のみだと回収費用が発生します。
- ・データの消去を依頼する場合は、有料での対応となることがありますので、詳細はリネットジャパンまでお問い合わせください。
- ・ダンボールをお持ちでない場合は、回収専用ダンボールを購入する必要があります。

### ■ パソコンメーカーに処分を依頼する方法

各メーカー先にお問い合わせください。

また、資源回収するメーカーが存在しない場合は、一般社団法人 パソコン3R推進協会 (Tel: 03-5282-7685) にお問合せください。

一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ(<https://www.pc3r.jp>)

流山市ホームページ(<https://www.city.nagareyama.chiba.jp>) → 暮らしの情報 → ごみ・リサイクル → リサイクル → パソコンリサイクル からでもご紹介しております。

## (8) 高齢者等ごみ出し支援事業のご案内

高齢者世帯や障がい者世帯などの方で、集積所までごみを出すことができない事情を持つ方のごみ等を戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援するものです。

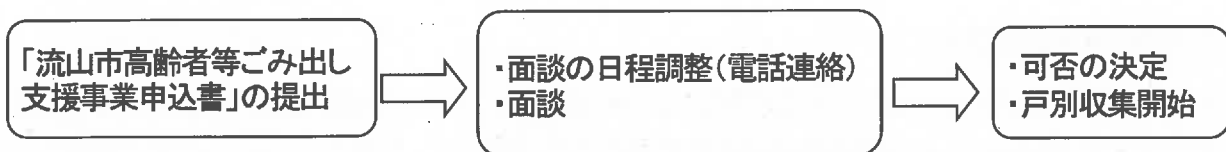
・ごみ出し支援事業を利用することができる方は、次の項目をすべて満たした方が対象です。

- ① 市内に居住する方
- ② 自らごみ等をごみ集積所まで排出することが困難な方
- ③ ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ④ 次のいずれかに該当する方

- ・介護保険法に基づき要支援若しくは要介護と認定された方又は同等の状態と認められる方で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は65歳以上の方により構成される世帯
- ・ひとり暮らしの障がい者又は障がい者のみで構成されている世帯

※申し込みは本人の自筆または親族等の代筆により申し込みができます。郵送でも受け付けます。

### 支援開始までの流れ



### 参考

#### 行政回収 集積所の看板

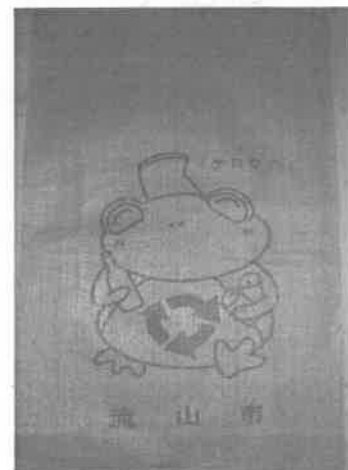
家庭ごみ集積所		
●ごみの減量化・分別の徹底にご協力ください		
●燃やすごみ	収集日 毎週	曜日
●容器包装プラスチック類	収集日 毎週	曜日
●燃やさないごみ	収集日 毎月第 1・3	曜日
●ペットボトル	収集日 毎月第 2・4	曜日
●有害危険ごみ	収集日 毎月第	曜日

●ごみは、当日の朝8時30分までに出してください。  
 ●年末年始及び日曜日は休みです。  
 ●資源物を、流山市が委託している業者以外が収集運搬することは、条例で禁止されており、持ち去りをした場合は罰則されます。  
 ●資源物の持ち去りには、20万円以下の罰則があります。  
 ●資源物の持ち去りには、20万円以下の罰則があります。  
 流山市 クリーンセンター 704-7157-7811

#### 集団回収 集積所の看板



#### 集団回収でビン・缶を入れるケロクル袋 (麻袋)



## (9) 自治会活動に伴うごみの処理について

### ・ 概要

市では、事業系廃棄物の減量・資源化を促進するため、令和6年4月1日から、事業系廃棄物の受入基準を見直しました。

事業活動は、営利・非営利に関わらず、自治会活動も含まれるため、自治会活動に伴うごみの処理について、専用のホームページを作りました。

ホームページをご覧いただくとともに、ごみのことについては、お気軽にクリーンセンターにご相談ください。

広報ID: 1045586

### ・ 自治会で開催するイベントなどで出るごみについて

自治会のイベント等の実態について、自治会のイベントに係る廃棄物は、その規模、場所、参加者などさまざまな条件で大きく変わることは認識しています。自治会でイベントを行う際は、事前にご相談いただくことで実態を把握し、各々の自治会の実態に即した適切な相談を行うことで、丁寧に対応したいと考えています。

### ・ ごみ処理手数料の減免について

ごみの処理施設に搬入可能なごみを自己搬入※1する場合で、市条例・規則に基づく以下の申請手続をしていただいた場合は、ごみ処理手数料※2を減免します。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

広報ID: 1045586

※1 事業者登録が必要です。登録完了後に市から自己搬入カードを送付しますので、搬入時に持参・提示してください。

※2 市の減免決定がない場合、10kg まで毎に 300 円のごみ処理手数料がかかります。

### ・ 参考：一般廃棄物収集運搬許可業者

【参考】流山市の一般廃棄物収集運搬許可業者は下記のとおりです。

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
株式会社 大橋★	04-7158-1600	有限会社 関紙業★	04-7197-5351
北葉実業 株式会社★	04-7148-7767	有限会社 日東サービス★	04-7150-1755
有限会社 関商店★	04-7158-6100	有限会社 柏清掃★	04-7153-7142
有限会社 クリーン・アップ★	04-7150-3115	安蒜運送 有限会社	04-7153-2905
★の事業者は、千葉県産業廃棄物処理業の許可も有しています。		株式会社 流山清掃事業★	04-7154-7330

## (10) 粗大ごみ戸別収集のインターネット予約の開始について

～キャッシュレス決済が可能になりました！！～

令和7年12月1日(月曜日)から、粗大ごみ戸別収集の申し込み方法について、従来の電話予約に加え、インターネット(24時間受付)による予約が可能となりました。

インターネット予約では、粗大ごみ処理手数料をキャッシュレス決済で支払うことができ、処理券の購入が不要となります。

※クレジットカードとPayPayのみ決済が可能です。

広報ID:1002455

## (11) よくある質問について

### Q1 以前流山市が作成した炭酸カルシウム入りのごみ袋を、燃やすごみの袋で使えますか。

- A1 以前流山市が作成した炭酸カルシウム入りのごみ袋は、「燃やすごみ」「容器包装プラスチック」の排出には使用できません。  
「燃やさないごみ」「ペットボトル」「有害危険ごみ」で使用する場合は、「流山市 燃やすごみ」の文字の部分をごみテープなどで隠して使用してください。

### Q2 資源回収の缶は潰して出したほうがいいのでしょうか。

- A2 資源として成型する際に噛み合い易くするため、資源回収の缶は潰さずに出してください。

### Q3 ガスポンベは資源回収にも出せますか。

- A3 ガスポンベは回収時に火災が発生するおそれもあることから、集団回収では出せません。流山市では中身を完全に使い切ってから有害危険ごみの日に出してください。(穴あけは不要)

### Q4 ボタン電池についてはどのように処理したらよいのでしょうか。

- A4 ボタン電池は市では処理できないごみなので、購入したところに問い合わせさせていただくか、販売店等に置いてある回収ボックスに入れてください。小型家電のバッテリーも同様に、メーカーに問い合わせさせていただくか、販売店等にある回収ボックスに入れてください。

### Q5 リチウムイオン電池の出し方について教えてください。

- A5 ①充電式の小型家電製品でリチウムイオン電池等が外せない製品は有害危険ごみの日に出してください。  
②充電式の小型家電製品でリチウムイオン電池等が外せる製品の捨て方については、  
・外した電池 (リサイクルマークがある場合)  
→販売店等の回収BOXへ  
・外して電池 (リサイクルマークがない場合)  
→クリーンセンターへお持ちください【有料処分】  
・電池を外した製品について→燃やさないごみの日に出してください。

(リチウムイオン電池が燃やさないごみ等に混ざることによって、ごみ収集車や、ごみ焼却所内のストックヤード(貯留場)の火災の原因となることがあります。)

### Q6 膨れたバッテリーの処分方法について教えてください。

- A6 クリーンセンターへお持ち込みください。  
※ 処理手数料/10kgあたり300円